

介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで介護従事者の数も年々増加している。しかし「低賃金・重労働」という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人手不足を引き起こしている。介護職員の不足は、介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。これまでも介護職員の処遇改善は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかである。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる 2025 年には 237～249 万人の介護職員が必要となると推計し、そのために 1 年あたり 6.8～7.7 万人の増員が必要としている。また、安全・安心の介護を実現するためにも、介護職員の人員確保は不可欠の課題と言える。

介護労働者の平均賃金は、全労働者平均よりも 9 万円も低い状況となっている（全労連「介護労働実態調査」）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要がある。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職員と同様に低くなっており、処遇の引き上げが必要となっている。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために、介護従事者の処遇改善を図る対策を講じるよう以下の事項について強く要望する。

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること
- 2 処遇改善の対象者を介護職以外の職種にも拡大すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 12 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議長 原 悟 郎

殿